

静岡県告示第307号

こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱（令和2年静岡県告示第775号の2）の一部を次のように改正する。

令和7年4月11日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「子育て世帯」とは、補助金の申請の日の属する年度の4月1日において<u>18歳未満の子</u>がいる世帯をいう。</p> <p>(5) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、補助金の申請の日の属する年度の4月1日において夫婦のいずれかが39歳以下で<u>ある者</u>がいる世帯をいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「子育て世帯」とは、補助金の申請の日において次のいずれかに該当する子がいる世帯をいう。</p> <p>ア 18歳未満の子</p> <p>イ <u>補助金の申請の日の属する年度の4月1日</u>において18歳未満であった子</p> <p>(5) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、補助金の申請の日の属する年度の4月1日において夫婦のいずれかが39歳以下で<u>あった者</u>がいる世帯をいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) この要綱において「<u>しずおか優良木材等</u>」とは、知事が別に定めるところにより認定された認定工場が生産した製品及び知事が別に定めるところにより静岡県産材であることが証明された日本産業規格又は日本農林規格に適合する製品をいう。</p> <p>(10) この要綱において「<u>森林認証材</u>」とは、<u>しずおか優良木材等</u>のうち、知事が別に定めるところにより森林認証をされた森林で生産された木材を製材し、又は加工したものをいう。</p>
<p><b>別表</b></p> <p>(表略)</p> <p>備考 <u>知事が別に定める木材</u>を仕上材料として使用する場合（使用された<u>当該木材</u>の面積が10平方メートル未満の場合を除く。）の補助率（額）は、この表により算出した額</p>	<p><b>別表</b></p> <p>(表略)</p> <p>備考 <u>しずおか優良木材等</u>を仕上材料として使用する場合（使用された<u>しずおか優良木材等</u>の面積が10平方メートル未満の場合を除く。）の補助率（額）は、この表により算</p>

に、使用された当該木材の面積（1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた面積）に1平方メートル当たり3,500円を乗じて得た額と14万円とを比較して少ない方の額を加えて得た額以内とする。

出した額に、使用されたしずおか優良木材等の面積（1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた面積）に1平方メートル当たり3,500円を乗じて得た額と14万円とを比較して少ない方の額を加えて得た額（使用されたしずおか優良木材等が森林認証材である場合にあっては、当該加えて得た額に、使用された森林認証材の面積（1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた面積）に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額と4万円とを比較して少ない方の額を加えて得た額）以内とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。